

施設使用に関する決まり

- 1 開放施設への出入りは、指定の門から責任者と一緒に団体単位で行ってください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 3 自動車及びバイクでの来校は禁止します。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 6 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 7 開放施設の使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 8 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 9 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 10 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 11 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
(【例】 テニスコート：テニスシューズ等)
- 12 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 13 開放施設の使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 14 敷地内は全面禁煙です。また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶等は持ち帰ってください。
- 15 開放施設の使用終了時は、使用人数、備品・施設の異常その他必要事項を管理指導員に報告してください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。

【注意事項】

正門脇の通用門にはプッシュボタン式の南京錠がかかっています。南京錠は出入りの都度施錠し、番号はランダムにしておいてください。

施設利用日ごとに「管理指導日誌」を記入し、施設利用後3日以内に提出してください。